

奈良県教育委員会

# 週報

第2301号

平成30年9月20日発行

# 目 次

( 件 名 )	(宛 先)	(主管課)	(頁)
平成31年度奈良県立特別支援学校 幼稚部・高等部等入学者募集要項に ついて	各市町村教委教育長 各中学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	学校教育課	1
平成30年度奈良県小・中学校国語 科書写教育研究大会の開催について	各市町村教委教育長 各小・中学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	学校教育課	19
平成30年度奈良県国語教育研究会 秋季研究大会の開催について	各市町村教委教育長 各小・中学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	学校教育課	21
平成30年度奈良県小学校家庭科教 育研究大会の開催について	各市町村教委教育長 各小学校長 各特別支援学校長	学校教育課	24
平成30年度奈良県中学校技術・家 庭科教育研究大会の開催について	各市町村教委教育長 各中学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	学校教育課	26
平成30年度奈良県中学校外国語科 英語教育研究大会の開催について	各市町村教委教育長 各小・中学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	学校教育課	28
第65回奈良県小学校社会科研究大 会の開催について	各市町村教委教育長 各小学校長 各特別支援学校長	学校教育課	30
平成30年度奈良県中学校社会科教 育研究大会の開催について	各市町村教委教育長 各中学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	学校教育課	32
平成30年度奈良県統計・情報教育 研究大会の開催について	各市町村教委教育長 各小・中学校長	学校教育課	34

	各 中 等 教 育 学 校 長 各 特 別 支 援 学 校 長		
平成30年度奈良県高等学校等養護 研究会研修会の開催について	各 高 等 学 校 長 各 特 別 支 援 学 校 長	保健体育課	36
平成30年秋の交通安全県民運動の 推進について	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 学 校 ( 園 ) 長 学校以外の各県立教育機関の長	保健体育課	38
平成30年度幼稚園教育研究部会研 究大会の開催について	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 園 長 各 小 学 校 長 各 特 別 支 援 学 校 長	教育研究所	44
平成30年度第2回就学前教育職員 研修会の開催について	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 園 長 各 特 別 支 援 学 校 長	教育研究所	46

(次の週報は、平成30年9月27日(木)発行の予定です。)

教 学 第 7 4 5 号

平 成 3 0 年 9 月 2 0 日

各 市 町 村 教 委 教 育 長  
各 中 学 校 長  
各 中 等 教 育 学 校 長  
各 特 別 支 援 学 校 長

殿

奈良県教育委員会教育長

平成31年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者  
募集要項について（通知）

このことについて、下記の募集要項を別紙のとおり定めましたので、関係者に周知願います。

記

平成31年度奈良県立盲学校幼稚部・高等部等入学者募集要項

平成31年度奈良県立ろう学校幼稚部・高等部入学者募集要項

平成31年度奈良県立明日香養護学校（病弱・肢体不自由）高等部入学者募集要項

平成31年度奈良県立奈良養護学校（病弱・肢体不自由）高等部入学者募集要項

平成31年度奈良県立特別支援学校（知的障害）高等部入学者募集要項

(別紙)

## 平成31年度奈良県立盲学校幼稚部・高等部等入学者募集要項

平成31年度奈良県立盲学校幼稚部、高等部第1学年及び高等部専攻科第1学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

### 1 応募資格

(1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「視覚障害者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 幼稚部：平成25年4月2日から平成28年4月1日までに出生した者

イ 高等部（普通科及び保健医療科）：

① 特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業した者又は平成31年3月卒業見込みの者

② 中等教育学校前期課程を修了した者又は平成31年3月修了見込みの者

③ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

ウ 高等部専攻科（理療科）：

① 特別支援学校高等部若しくは高等学校を卒業した者又は平成31年3月卒業見込みの者

② 中等教育学校を卒業した者又は平成31年3月卒業見込みの者

③ 学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当する者

(2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その許可を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は他の都道府県に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実な者

イ その他やむを得ない事情がある者

### 2 募集する部及び学科

幼稚部、高等部（普通科及び保健医療科）及び高等部専攻科（理療科）

### 3 募集人員

募集人員は「平成31年度県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めます。

### 4 出願手続

出願は次の点に注意して、入学願書等定められた書類を、卒業若しくは修了した学校又は在学している学校の校長を経て（幼稚部を除きます。）提出してください。

#### (1) 受付期間

ア 幼稚部 平成31年3月4日(月)から同月6日(水)までの午前9時から午後4時まで

イ 高等部及び高等部専攻科 平成31年2月13日(水)から同月26日(火)まで(日曜日及び土曜日を除きます。)の午前9時から午後4時まで

(2) 出願書類

ア 入学願書(奈良県立盲学校で定める用紙)

イ 眼科医の診断書(奈良県立盲学校で定める用紙又はそれに準じた診断書)

ウ 調査書(奈良県立盲学校で定める用紙。ただし、高等部出願者のみ必要)

卒業若しくは修了した学校又は在学している学校の校長(高等部専攻科については、特別支援学校高等部又は高等学校の校長)が作成してください。ただし、平成25年3月以前の卒業(修了)者については、調査書に代えて卒業(修了)証明書を提出してください。

(3) 出願書類の交付

ア 幼稚部 平成31年1月21日(月)から3月6日(水)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除きます。)の午前9時から午後4時まで

イ 高等部及び高等部専攻科 平成31年1月24日(木)から2月26日(火)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除きます。)の午前9時から午後4時まで

(注) 出願書類は、奈良県立盲学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒(宛先を明記し、82円切手を貼った長形3号サイズの封筒)を同封して、請求してください。

(4) 提出先

奈良県立盲学校(〒639-1122 大和郡山市丹後庄町2-2-2番地の1)

(5) その他

ア 奈良県立特別支援学校高等部又は高等学校(高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。)に在籍している者は、出願できません。ただし、高等部専攻科は除きます。

イ 奈良県立特別支援学校高等部(奈良県立高等養護学校は除きます。)に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

5 入学者の選考

次により奈良県立盲学校において実施します。

(1) 期日

ア 幼稚部 平成31年3月12日(火) 午後1時40分から午後3時まで

イ 高等部及び高等部専攻科 平成31年3月12日(火) 午前8時30分から午後3時30分まで

(2) 実施内容

ア 視力検査

イ 行動観察（幼稚部のみ）

ウ 学力検査等（高等部及び高等部専攻科のみ）

① 高等部普通科は、国語、社会、数学、理科及び英語の 5 教科の検査です。

② 高等部保健医療科及び高等部専攻科医療科は、小論文・総合問題及び機能検査です。

エ 面接

(3) 備考

実施の詳細は、奈良県立盲学校長が別に定めます。

6 選考の結果

平成 31 年 3 月 14 日（木）までに、保護者又は本人に通知します。

7 その他

(1) 出願に当たっては、出願予定校で、必ず入学相談を受けておいてください。

(2) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

## 平成31年度奈良県立ろう学校幼稚部・高等部入学者募集要項

平成31年度奈良県立ろう学校幼稚部及び高等部第1学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

### 1 応募資格

(1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「聴覚障害者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 幼稚部：平成25年4月2日から平成28年4月1日までに出生した者

イ 高等部：

- ① 特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業した者又は平成31年3月卒業見込みの者
- ② 中等教育学校前期課程を修了した者又は平成31年3月修了見込みの者
- ③ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

(2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その許可を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は他の都道府県に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実な者

イ その他やむを得ない事情がある者

### 2 募集する部及び学科

幼稚部及び高等部（普通科、生活情報科及び産業システム科）

### 3 募集人員

募集人員は、「平成31年度県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めま

す。

### 4 出願手続

出願は次の点に注意して、入学願書等定められた書類を、卒業若しくは修了した学校又は在学している学校の校長を経て（幼稚部を除きます。）提出してください。

#### (1) 受付期間

ア 幼稚部 平成31年3月4日（月）から同月6日（水）までの午前9時から午後4時まで

イ 高等部 平成31年3月4日（月）から同月6日（水）までの午前9時から午後4時まで

#### (2) 出願書類



ア 入学願書（奈良県立ろう学校で定める用紙）

イ 調査書（奈良県立ろう学校で定める用紙）

① 幼稚部出願者については、保護者が作成してください。

② 高等部出願者については、卒業若しくは修了した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

(3) 出願書類の交付

ア 幼稚部 平成31年2月8日（金）から3月5日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

イ 高等部 平成31年2月8日（金）から3月5日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

（注）出願書類は、奈良県立ろう学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（宛先を明記し、82円切手を貼った長形3号サイズの封筒）を同封して、請求してください。

(4) 提出先

奈良県立ろう学校（〒639-1122 大和郡山市丹後庄町456番地）

(5) その他

ア 奈良県立特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

イ 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

5 入学者の選考

次により奈良県立ろう学校において実施します。

(1) 期日

ア 幼稚部 平成31年3月12日（火） 午前10時から午前11時30分まで

イ 高等部 平成31年3月12日（火） 午前8時45分から午後4時まで

(2) 実施内容

ア 行動観察（幼稚部のみ）

イ 学力検査及び作文（高等部のみ）

学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の検査です。

ウ 面接

(3) 備考

実施の詳細は、奈良県立ろう学校長が別に定めます。

6 選考の結果

(1) 幼稚部 平成31年3月18日(月)までに、保護者に通知します。

(2) 高等部 平成31年3月18日(月)までに、保護者又は本人に通知します。

#### 7 その他

(1) 出願に当たっては、出願予定校で、必ず入学相談を受けておいてください。

(2) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

## 平成31年度奈良県立明日香養護学校（病弱・肢体不自由）高等部入学者募集要項

平成31年度奈良県立明日香養護学校（病弱・肢体不自由）高等部第1学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

### 《病弱教育部門》

#### 1 応募資格

(1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「病弱者」の項に規定する程度であって、保護者ととも奈良県に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業した者又は平成31年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程を修了した者又は平成31年3月修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

(2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その許可を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は他の都道府県に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実な者

イ その他やむを得ない事情がある者

(3) 本校への単独通学又は保護者による送迎が可能であること。

#### 2 募集する学科

普通科

#### 3 募集人員

募集人員は「平成31年度県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めます。

#### 4 出願手続

出願は次の点に注意して、入学願書等定められた書類を、卒業若しくは修了した学校又は在学している学校の校長を経て提出してください。

##### (1) 受付期間

平成31年2月20日（水）から同月26日（火）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

##### (2) 出願書類

ア 入学願書（奈良県立明日香養護学校で定める用紙）

イ 調査書（奈良県立明日香養護学校で定める用紙）

卒業若しくは修了した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

ウ 診断書（障害の程度を証明できるもの）

(3) 出願書類の交付

平成31年1月28日（月）から2月1日（金）までの午前9時から午後4時まで

（注）ア及びイの出願書類は、奈良県立明日香養護学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（宛先を明記し、92円切手を貼った長形3号サイズの封筒）を同封して、請求してください。

(4) 提出先

奈良県立明日香養護学校（〒634-0141 高市郡明日香村川原410番地）

(5) その他

ア 奈良県立特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

イ 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

5 入学者の選考

次により奈良県立明日香養護学校において実施します。

(1) 期日

平成31年3月12日（火） 午前9時から午後4時まで

(2) 実施内容

ア 学力検査

学力検査は、生徒の病状や実態に合わせ、原則として、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の検査です。

イ 面接

(3) 備考

実施の詳細は、奈良県立明日香養護学校長が別に定めます。

6 選考の結果

平成31年3月18日（月）までに、保護者に通知します。

7 その他

(1) 出願に当たっては、出願予定校で、必ず入学相談を受けておいてください。

(2) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

《肢体不自由教育部門》

1 応募資格

(1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「肢体不自由

由者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれか及びエに該当するもの

ア 特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業した者又は平成31年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程を修了した者又は平成31年3月修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

エ 大和高田市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、磯城郡、宇陀郡、高市郡、北葛城郡（上牧町及び広陵町）及び吉野郡に居住する者。ただし、通学が困難な者にあつては、平成31年3月卒業（修了）見込みの者で、県内の市町村に居住するもの

(2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であつて、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その許可を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は他の都道府県に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実な者

イ その他やむを得ない事情がある者

## 2 募集する学科

普通科

## 3 募集人員

募集人員は「平成31年度県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めます。

## 4 出願手続

出願は次の点に注意して、入学願書等定められた書類を、卒業若しくは修了した学校又は在学している学校の校長を経て提出してください。

### (1) 受付期間

平成31年2月20日（水）から同月26日（火）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

### (2) 出願書類

ア 入学願書（奈良県立明日香養護学校で定める用紙）

イ 調査書（奈良県立明日香養護学校で定める用紙）

卒業若しくは修了した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

### (3) 出願書類の交付

平成31年1月28日（月）から2月1日（金）までの午前9時から午後4時まで

(注) 出願書類は、奈良県立明日香養護学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（宛先を明記し、92円切手を貼った長形3号サイズの封筒）を同封して、請求してください。

(4) 提出先

奈良県立明日香養護学校（〒634-0141 高市郡明日香村川原4 1 0 番地）

(5) その他

ア 奈良県立特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

イ 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

5 入学者の選考

次により奈良県立明日香養護学校において実施します。

(1) 期日

平成31年3月12日（火） 午前9時から午後4時まで

(2) 実施内容

ア 発達検査又は学力検査

学力検査教科は、国語及び数学です。

イ 面接

(3) 備考

実施の詳細は、奈良県立明日香養護学校長が別に定めます。

6 選考の結果

平成31年3月18日（月）までに、保護者に通知します。

7 その他

(1) 出願に当たっては、出願予定校で、必ず入学相談を受けておいてください。

(2) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

## 平成31年度奈良県立奈良養護学校（病弱・肢体不自由）高等部入学者募集要項

平成31年度奈良県立奈良養護学校（病弱・肢体不自由）高等部第1学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

### 《病弱教育部門》

#### 1 応募資格

(1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「病弱者」の項に規定する程度であって、独立行政法人国立病院機構奈良医療センター、重症心身障害児学園・病院「バルツァ・ゴードル」又は重症心身障害児施設「東大寺光明園」に入院又は入園中の者で、保護者とともに奈良県に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 特別支援学校中学部又は中学校を平成31年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程を平成31年3月修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

(2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のアからエまでのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その許可を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は独立行政法人国立病院機構奈良医療センターに入院していないが、入学時には入院することが確実な者

イ 出願当時は重症心身障害児学園・病院「バルツァ・ゴードル」に入園していないが、入学時には入園することが確実な者

ウ 出願当時は重症心身障害児施設「東大寺光明園」に入園していないが、入学時には入園することが確実な者

エ その他やむを得ない事情がある者

#### 2 募集する学科

普通科

#### 3 募集人員

募集人員は「平成31年度県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めます。

#### 4 出願手続

出願は次の点に注意して、入学願書等定められた書類を在学している学校の校長を経て提出してください。

##### (1) 受付期間

平成31年2月19日（火）から同月26日（火）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）

の午前9時から午後4時まで

(2) 出願書類

ア 入学願書（奈良県立奈良養護学校で定める用紙）

イ 独立行政法人国立病院機構奈良医療センターの入院証明書若しくは入院予定証明書、重症心身障害児学園・病院「バルツァ・ゴードル」の入園証明書若しくは入園見込証明書又は重症心身障害児施設「東大寺光明園」の入園証明書若しくは入園見込証明書

ウ 調査書（奈良県立奈良養護学校で定める用紙）

在学している学校の校長が作成してください。

(3) 出願書類の交付

平成31年1月8日（火）から2月26日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

（注）ア及びウの出願書類は、奈良県立奈良養護学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（宛先を明記し、82円切手を貼った長形3号サイズの封筒）を同封して、請求してください。

(4) 提出先

奈良県立奈良養護学校（〒630-8051 奈良市七条町135番地）

(5) その他

ア 奈良県立特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

イ 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

5 入学者の選考

次により実施します。

(1) 期日

平成31年3月12日（火） 午前9時から午後4時まで

(2) 実施内容

面接

(3) 備考

実施の詳細は、奈良県立奈良養護学校長が別に定めます。

6 選考の結果

平成31年3月18日（月）までに、保護者に通知します。

7 その他

(1) 出願に当たっては、出願予定校で、必ず入学相談を受けておいてください。



(2) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

## 《肢体不自由教育部門》

### 1 応募資格

(1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「肢体不自由者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれか及びエに該当するもの

ア 特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業した者又は平成31年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程を修了した者又は平成31年3月修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

エ 奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、山辺郡、生駒郡及び北葛城郡（王寺町及び河合町）に居住する者

(2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その許可を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は他の都道府県に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実な者

イ その他やむを得ない事情がある者

### 2 募集する学科

普通科

### 3 募集人員

募集人員は「平成31年度県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めます。

### 4 出願手続

出願は次の点に注意して、入学願書等定められた書類を、卒業若しくは修了した学校又は在学している学校の校長を経て提出してください。

#### (1) 受付期間

平成31年2月19日（火）から同月26日（火）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

#### (2) 出願書類

ア 入学願書（奈良県立奈良養護学校で定める用紙）

イ 調査書（奈良県立奈良養護学校で定める用紙）

卒業若しくは修了した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

#### (3) 出願書類の交付

平成31年1月8日（火）から2月26日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除きます。）の午前9時から午後4時まで

(注) 出願書類は、奈良県立奈良養護学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（宛先を明記し、82円切手を貼った長形3号サイズの封筒）を同封して、請求してください。

(4) 提出先

奈良県立奈良養護学校（〒630-8051 奈良市七条町135番地）

(5) その他

ア 奈良県立特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

イ 奈良県立特別支援学校高等部に出願（奈良県立高等養護学校は除きます。）した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

5 入学者の選考

次により奈良県立奈良養護学校において実施します。

(1) 期日

平成31年3月12日（火） 午前9時から正午まで

(2) 実施内容

ア 発達検査又は学力検査

学力検査は、国語及び数学の2教科の検査です。

イ 面接

(3) 備考

実施の詳細は、奈良県立奈良養護学校長が別に定めます。

6 選考の結果

平成31年3月18日（月）までに、保護者に通知します。

7 その他

(1) 出願に当たっては、出願予定校で、必ず入学相談を受けておいてください。

(2) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

## 平成31年度奈良県立特別支援学校（知的障害）高等部入学者募集要項

平成31年度奈良県立奈良東養護学校、奈良西養護学校、二階堂養護学校、西和養護学校及び大淀養護学校の高等部第1学年入学者の募集及び選考は、この要項に基づいて実施します。

### 1 応募資格

(1) 障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表「知的障害者」の項に規定する程度であって、保護者とともに奈良県に居住する者又は特別の事情がある者のうち、次のアからウまでのいずれか及びエからクまでのいずれかに該当するもの

ア 特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業した者又は平成31年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程を修了した者又は平成31年3月修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

エ 奈良県立奈良東養護学校については、奈良市のうち春日、三笠、若草、都南、田原、興東館柳生、京西、飛鳥、都跡及び月ヶ瀬の各中学校の通学区域に居住する者並びに大和郡山市に居住する者

オ 奈良県立奈良西養護学校については、奈良市のうち伏見、富雄、登美ヶ丘、平城、平城西、二名、富雄南、富雄第三、登美ヶ丘北及び平城東の各中学校の通学区域並びに生駒市に居住する者

カ 奈良県立二階堂養護学校については、天理市、桜井市、宇陀市、山辺郡、磯城郡、宇陀郡及び奈良市のうち都祁中学校の通学区域に居住する者

キ 奈良県立西和養護学校については、大和高田市、香芝市、生駒郡及び北葛城郡に居住する者

ク 奈良県立大淀養護学校については、橿原市、五條市、御所市、葛城市、高市郡及び吉野郡に居住する者

(2) (1)の「特別の事情がある者」とは、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、奈良県教育委員会教育長に入学志願許可申請を行い、その許可を受けたもののことをいいます。

ア 出願当時は他の都道府県に居住しているが、入学時には奈良県内に居住することが確実な者

イ その他やむを得ない事情がある者

### 2 募集する学科

産業科

### 3 募集人員

募集人員は「平成31年度県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者募集人員」に定めます。

#### 4 出願手続

出願は次の点に注意して、入学願書等定められた書類を、卒業若しくは修了した学校又は在学している学校の校長を経て提出してください。

##### (1) 受付期間

平成31年1月16日（水）から同月18日（金）までの午前9時から午後4時まで

##### (2) 出願書類

ア 入学願書（出願する学校で定める用紙）

イ 調査書（出願する学校で定める用紙）

卒業若しくは修了した学校又は在学している学校の校長が作成してください。

ウ 調査票（出願する学校で定める用紙）

保護者が作成してください。

##### (3) 出願書類の交付

平成31年1月7日（月）から同月10日（木）までの午前9時から午後4時まで

（注）1月7日（月）は午後1時から午後4時まで

(2)の出願書類は、出願する学校で交付します。郵送を希望する場合は、返信用封筒（宛先を明記し、82円切手を貼った長形3号サイズの封筒）を同封して、請求してください。

##### (4) 提出先

次のうち、いずれかに該当する学校に提出してください。

奈良県立奈良東養護学校（〒630-8053 奈良市七条二丁目670番地）

奈良県立奈良西養護学校（〒631-0066 奈良市帝塚山西二丁目1番1号）

奈良県立二階堂養護学校（〒632-0086 天理市庵治町358番地1）

奈良県立西和養護学校（〒639-0205 北葛城郡上牧町下牧1010）

奈良県立大淀養護学校（〒638-0821 吉野郡大淀町下淵414番地の1）

##### (5) その他

ア 奈良県立特別支援学校高等部又は高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含みます。）に在籍している者は、出願できません。

イ 奈良県立特別支援学校高等部（奈良県立高等養護学校は除きます。）に出願した者は、他の奈良県立特別支援学校高等部又は奈良県内の公立高等学校へ出願することはできません。

#### 5 入学者の選考

次により出願校において実施します。

##### (1) 期日

平成31年2月13日（水） 午前9時から午後1時まで

##### (2) 実施内容

ア 検査（学力及び発達に関すること）

イ 面接

(3) 備考

実施の詳細は、各学校長が別に定めます。

6 選考の結果

平成31年2月26日（火）までに、保護者に通知します。

7 その他

(1) 出願に当たっては、出願予定校で、必ず入学相談を受けておいてください。

(2) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

各市町村教委教育長  
各小・中学校長  
各中等教育学校長  
各特別支援学校長

}

殿

奈良県教育委員会教育長

## 平成30年度奈良県小・中学校国語科書写教育研究大会 の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係教員の参加についてよろしくお願ひします。

### 記

#### 1 趣 旨

県内小学校、中学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校小・中学部における書写教育の充実のため、授業研究・研究発表を行い、指導力の向上に役立てる。

#### 2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県小・中学校書写教育研究会

#### 3 期日及び会場

平成30年10月16日（火）

東吉野村立東吉野小学校

#### 4 参加対象者

県内小学校、中学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校小・中学部の教員

#### 5 研究主題

「生きてはたらく書写の力をめざして」

#### 6 日 程

13:00～13:10 開会行事

13:15～14:00 公開授業

- 14 : 20 ~ 14 : 40 研究発表  
 14 : 40 ~ 15 : 00 研究協議・指導助言  
 15 : 00 ~ 16 : 30 講演  
 16 : 30 ~ 16 : 40 閉会行事

7 公開授業

学 年	単 元 名	授 業 者
第1学年	硬筆 「ひよしっこ かん字カルタをつくろう」	朝町 滢
第4学年	毛筆 「ひよしっこ俳画を完成させよう」	高木 優斗

8 研究発表

奈良県小・中学校書写教育研究会 小学校研究部会

9 講 演

演題 「吉野和紙の歴史と変遷」

講師 福西和紙本舗 福西 正行

10 指導助言者

奈良県小・中学校書写教育研究会 会 長 生井 圭造

〃 副 会 長 深瀬 重雄

〃 〃 池田 篤史

〃 〃 辻 博暢

県教育委員会事務局学校教育課 指導主事 藤井 義秀

11 参加申込み

平成30年4月5日付け週報第2291号掲載の参加基本様式により、職名、氏名を記入の上、平成30年10月5日（金）までに郵送又はFAXで下記宛て申し込むこと。

また、各校に配布した会誌の申込み様式による申込みも可。

〒630-0226 生駒市小平尾町927

生駒市立生駒南第二小学校 教諭 諸岡 恭子

FAX 0743-76-7255

各市町村教委教育長  
各小・中学校長  
各中等教育学校長  
各特別支援学校長

}

殿

奈良県教育委員会教育長

## 平成30年度奈良県国語教育研究会秋季研究大会の 開催について（通知）

このことについて、下記のとおり実施しますので、関係教員の参加についてよろしくお願ひします。

### 記

#### 1 趣 旨

「付けたい力を育む『書くこと』の学習活動の創造」について研究協議を行い、県内の国語科教育の進展に役立てる。

#### 2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県国語教育研究会

#### 3 期 日

平成30年10月30日（火）

#### 4 会 場

葛城市立忍海小学校

#### 5 参加対象者

県内小学校、中学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校小・中学部の教員

#### 6 日 程

13：15～14：00 公開授業（2年、3年、5年）

14：10～15：00 分科会

15：10～15：40 開会行事



15:45～16:45 講演

16:45～17:00 閉会行事

7 公開授業

学年	単元名	指導者
2年	絵を見てお話を作ろう	清水 律子
3年	理由が分かるように書こう 「絵文字で広めよう！忍海っ子マナー」	山岸 顕宏 坂田 昌代
5年	新聞記事を読んで意見文を書こう 「小学生に携帯電話は必要かどうかを考えよう」	馬場 沙知 辻本 浩

8 分科会

分科会	発表者及び指導助言者	
小学校 低学年	発表者 榎原市立香久山小学校 榎原市立耳成南小学校	辻田 敦美 大谷 舞
	指導助言者 生駒市立俵口小学校 大和郡山市立片桐西小学校	校長 稲浦 寿子 教諭 豊田 奈和子
小学校 中学年	発表者 奈良市立富雄第三小学校 榛原町立榛原東小学校	金 亜民 福住 誠
	指導助言者 香芝市立真美ヶ丘西小学校 奈良市立六条小学校	校長 中永 和美 教諭 中島 宇規
小学校 高学年	発表者 大和郡山市立郡山西小学校 生駒市立あすか野小学校	小野 和恵 大森 康貴
	指導助言者 県教育委員会事務局学校教育課 天理市立井戸堂小学校	指導主事 川西 聡弘 教諭 笹尾 美香
中学校	発表者 吉野町立吉野中学校 斑鳩町立斑鳩中学校	東 実樹 玉越 雄介

	指導助言者	宇陀市立菟田野中学校	校長	山邊 尚治
		上牧町立上牧第二中学校	教諭	田口 志津代

9 講演

演題 『ことば』、そして『ひと』

講師 山口大学 教授 岸本 憲一良

10 参加申込み

平成30年4月5日付け週報第2291号掲載の参加基本様式により、職名、氏名、参加分科会名（(A)項目欄）を記入の上、平成30年10月19日(金)までにFAX又は郵送で下記宛て申し込むこと。

〒630-8113 奈良市法蓮町280-1

奈良市立佐保小学校 教諭 北村 拓也

FAX 0742-23-7066

各市町村教委教育長  
各 小 学 校 長  
各 特 別 支 援 学 校 長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

## 平成30年度奈良県小学校家庭科教育研究大会の 開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係職員の参加についてよろしくお願ひします。

### 記

#### 1 趣 旨

児童の意欲的な学習活動を通して主体的に実践する力を育てるため、県内小学校及び特別支援学校小学部における家庭科教育の研究を充実させ、関係教員の指導力の向上を図る。

#### 2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県小学校家庭科教育研究会

#### 3 期 日

平成30年11月1日（木）

#### 4 会 場

奈良市立月ヶ瀬小学校

#### 5 参加対象者

県内小学校及び特別支援学校の小学部の教員

#### 6 研究主題

「豊かな心と実践力を育み、未来を拓く家庭科教育」  
～学びを生かし家庭生活をよりよくしようと工夫する児童の育成～

#### 7 日 程

13:00～13:20 受付

- 13:30～14:15 公開授業  
 14:30～14:45 開会行事  
 14:45～15:00 取組の報告（奈良市立月ヶ瀬小学校）  
 15:00～15:30 各郡市の取組（北葛城郡）  
 15:30～16:00 研究協議及び指導助言  
 16:00～16:15 閉会行事

8 公開授業

学年	教科	単元又は題材名	場所	指導者
第5学年	家庭科	食べて元気！ごはんのみそ汁	家庭科室	豊住 祐子
第6学年	家庭科	私の仕事と生活時間	ランチルーム	藤原 克巳

9 指導助言

県教育委員会事務局学校教育課 指導主事 辰巳 理恵子

10 参加申込み

平成30年4月5日付け週報第2291号掲載の行事参加等共通仕様書又は事前配布の参加申込書により、職名、氏名を記入の上、平成30年10月19日（金）までにFAX又は郵便で下記宛て申し込むこと。

〒630-8115 奈良市大宮町四丁目223-1

奈良市立大宮小学校 教諭 有馬 のり子

FAX 0742-33-0032

各市町村教委教育長  
各中学校長  
各中等教育学校長  
各特別支援学校長

}

殿

奈良県教育委員会教育長

## 平成30年度奈良県中学校技術・家庭科 教育研究大会の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係職員の参加についてよろしくお願ひします。

### 記

#### 1 趣 旨

授業研究を通して学習指導上の諸問題について研究協議し、県内の中学校（部）技術・家庭科担当教員の指導力の向上を図るとともに、中学校技術・家庭科教育の改善充実に役立てる。

#### 2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県中学校教科等研究会技術・家庭部会

#### 3 期 日

平成30年10月25日（木）

#### 4 会 場

公 開 授 業 葛城市立白鳳中学校

全体会・分科会 當麻文化会館

#### 5 参加対象者

県内の中学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部の技術・家庭科担当教員等

#### 6 研究主題

「心豊かな人間性を育む技術・家庭科教育」

～学びと生き方との関わりを深める～

## 7 日 程

- 9 : 3 0 ~ 1 0 : 0 0 受付  
1 0 : 0 0 ~ 1 0 : 5 0 公開授業  
1 0 : 5 0 ~ 1 1 : 0 0 会場移動  
1 1 : 1 0 ~ 1 2 : 1 5 全体会、講演  
1 2 : 1 5 ~ 1 3 : 1 5 昼食  
1 3 : 1 5 ~ 1 6 : 3 0 分科会、閉会式

## 8 公開授業

分 野	内 容	指 導 者
技術分野	材料と加工に関する技術	山本 伸治
家庭分野	食生活と自立	高木 由美子

## 9 全体会（講演）

演 題 「新学習指導要領について」

講 師 県教育委員会事務局学校教育課 指導主事 井上 和彦

## 10 分科会（研究報告及び研究協議）

報 告 者 県中学校中学校技術・家庭科教育研究専門委員

指導講評 県教育委員会事務局学校教育課 指導主事 井上 和彦

県教育委員会事務局学校教育課 指導主事 辰巳 理恵子

## 11 参加申込み

平成30年4月5日付け週報第2291号掲載の行事参加等共通仕様書により、職名、氏名を記入の上、平成30年10月12日（金）までにFAXで下記宛て申し込むこと。

奈良市立登美ヶ丘中学校

奈良県中学校教科等研究会技術・家庭科部会事務局 真城 匠

FAX 0742-43-5355

## 12 その他

駐車場は當麻文化会館の駐車場を利用すること。

当日は、9時20分以降に来場すること。

各市町村教委教育長  
各小・中学校長  
各中等教育学校長  
各特別支援学校長

殿

奈良県教育委員会教育長

## 平成30年度奈良県中学校外国語科英語教育研究大会の 開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係教員の参加についてよろしくお願ひします。

### 記

#### 1 趣 旨

新学習指導要領の実施に向け、小・中学校の各段階に応じて、グローバル化に対応できるコミュニケーション能力を育成するため、教育課程、指導法、教材、評価方法等の研究開発や、内容の高度化や着実な定着を実現するための指導法の研究開発を行い、その成果を広く県内小・中学校に周知する。

#### 2 主 催

奈良県教育委員会、天理市教育委員会、奈良県中学校教科等研究会英語部会

#### 3 期日及び会場

平成30年10月30日（火）

天理市立南中学校

#### 4 参加対象者

県内小学校、中学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校小・中学部の外国語科担当教員

#### 5 日 程

12:55～13:15 開会行事

- 13:30～14:20 公開授業  
 14:35～15:35 研究協議、指導助言  
 15:35～15:50 閉会行事

6 公開授業

学 年	単 元 名 等	指 導 者
第2学年	NEW HORIZON English Course 2 Unit 5 Universal Design	佐々木 香奈 吉田 有希

7 指導助言

県教育委員会事務局学校教育課                      指導主事    松本 彩恵  
 天理市教育委員会事務局まなび推進課                指導主事    田中 裕子  
 県中学校教科等研究会英語部会                      副 会 長    藤井 仁

8 参加申込み

平成30年4月5日付け週報第2291号掲載の参加基本様式により、職名、氏名を記入の上、平成30年10月22日（月）までに下記宛て郵送又はFAXで申し込むこと。

〒632-0011 天理市石上町777

天理市立北中学校 教諭 高島 正和

F A X   0 7 4 3 - 6 5 - 3 8 4 0



各市町村教委教育長  
各小学校長  
各特別支援学校長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

## 第65回奈良県小学校社会科研究大会の開催について(通知)

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係教員の参加についてよろしくお願ひします。

### 記

#### 1 研究主題

自らの学びを深め、よりよい社会の形成に参画する力を育てる社会科学習一人の営みに学び、ねり合う学習を通して一

#### 2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県小学校教科等研究会社会科部会

#### 3 期 日

平成30年11月22日(木)

#### 4 会 場

御所市立秋津小学校

#### 5 参加対象者

県内小学校及び特別支援学校小学部教員

#### 6 日 程

13:10～13:55	公開授業
14:05～15:05	全体会・指導講評
15:10～16:25	学年別分科会
16:25～16:30	閉会行事

## 7 公開授業

教科	学年	単 元 名	指 導 者
生活科	第2学年	「レッツゴー町たんけん」	森本 由利子 向本 幸
社会科	第3学年	「わたしたちの暮らしとまちではたらく人びと」	永井 智海
社会科	第6学年	「アジア・太平洋に広がる戦争」	森戸 徹

## 8 学年別分科会

分科会	提 案	指 導 助 言 者
第3学年	「わたしたちの市でつくり出されるもの」 香芝市立関屋小学校 笹岡 枝里子	広陵町立真美ヶ丘第一小学校 教頭 福井 忍
第4学年	「水害から暮らしを守る」 －57水害から36年 これからの王寺町－ 王寺町立王寺小学校 立部 秀樹	大和郡山市立昭和小学校 教頭 山口 弘一
第5学年	「国土の環境を守る」 －自然災害から人々を守る－ 五條市立五條小学校 吉村 真一	奈良市立鼓阪北小学校 校長 大西 康仁
第6学年	「戦国の世から天下統一へ」 －地域教材「松永久秀」を通して－ 平群町立平群北小学校 中澤 哲也	県教育委員会事務局学校教育課 指導主事 谷 聡

## 9 指導講評

県教育委員会事務局学校教育課 指導主事 谷 聡

## 10 参加申込み

平成30年4月5日付け週報第2291号掲載の参加基本様式により、職名、氏名、参加分科会名（(A)項目欄）を記入の上、平成30年11月16日（金）までに郵送又はFAXで下記宛て申し込むこと。

〒639-2273 御所市池之内459番地の3

御所市立秋津小学校 教頭 清水 博幸

FAX 0745-62-0779

各市町村教委教育長  
各中学校長  
各中等教育学校長  
各特別支援学校長

}

殿

奈良県教育委員会教育長

## 平成30年度奈良県中学校社会科教育研究大会 の開催について(通知)

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係教員の参加についてよろしくお願ひします。

### 記

#### 1 趣 旨

日常の授業実践や研究活動を基に、中学校社会科の指導上の諸問題について研究し、教員の指導力の向上に資する。

#### 2 主 催

奈良県教育委員会、田原本町教育委員会、奈良県中学校教科等研究会社会科部会

#### 3 期 日

平成30年10月30日(火)

#### 4 会 場

田原本町立北中学校

道の駅「レスティ 唐古・鍵」 磯城郡田原本町唐古70-1

#### 5 参加対象者

県内中学校、中等教育学校前期教育課程及び特別支援学校中学部の社会科担当教員

#### 6 日 程

(田原本町立北中学校)

- 9 : 4 5 ~ 9 : 5 5 日程説明  
 9 : 5 5 ~ 1 0 : 4 5 公開授業  
 (道の駅「レスティ 唐古・鍵」)  
 1 1 : 1 0 ~ 1 1 : 2 5 開会行事  
 1 1 : 2 5 ~ 1 2 : 3 0 研究協議・指導助言  
 1 3 : 2 0 ~ 1 4 : 1 0 研究発表・指導助言  
 1 4 : 2 0 ~ 1 5 : 3 0 講演  
 1 5 : 3 0 ~ 1 5 : 5 0 閉会行事

7 公開授業

学 年	単 元 名	指 導 者
第 1 学年	歴史的分野「古代までの日本」	大坪 大紀

8 研究発表

発表内容 歴史的分野「中世の日本」

発表者 大和郡山市立郡山南中学校 乾 梨花

9 指導助言

県教育委員会事務局学校教育課 指導主事 谷 聡

10 講 演

演題 「大和の弥生巨大集落ー唐古・鍵遺跡ー」

講師 田原本町埋蔵文化財センター長 藤田 三郎

11 参加申込み

平成30年4月5日付け週報第2291号掲載の参加基本様式により、職名、氏名、参加の状況（全日・午前のみ・午後のみ（(A)項目欄）、昼食希望の有無（(B)項目欄）を記入の上、平成30年10月19日（金）までに郵送又はFAXで下記宛て申し込むこと。

〒639-1028 大和郡山市田中町767

大和郡山市立郡山西中学校 教諭 片浦 亮

FAX 0743-53-3701

各市町村教委教育長  
各小・中学校長  
各中等教育学校長  
各特別支援学校長

殿

奈良県教育委員会教育長

## 平成30年度奈良県統計・情報教育研究大会 の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係教員の参加についてよろしくお願ひします。

### 記

#### 1 趣 旨

社会の変化に主体的に対応し、対話を通して深い学びにつなげられる力の育成を目指して、県内小・中学校及び中等教育学校前期課程並びに特別支援学校小・中学部における統計・情報教育の充実を図るため、統計・情報教育に関する指導上の諸問題について研究協議し、教員の指導力の向上に役立てる。

#### 2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県小・中学校教科等研究会統計・情報教育研究部会

#### 3 期 日

平成30年11月2日（金）

#### 4 会 場

奈良市立鶴舞小学校

#### 5 参加対象者

県内小学校、中学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校小・中学部の教員

#### 6 研究主題

「主体的・対話的で深い学びに導く統計・情報教育」

## 7 目 程

- 13：35～13：55 開会行事  
14：00～14：45 公開授業  
14：55～15：20 実践報告1  
15：25～15：50 実践報告2  
15：50～16：10 指導助言  
16：10～16：20 閉会行事

## 8 内 容

### (1) 公開授業

学 年	教 科	単 元	指 導 者
第4学年	社会科	交通事故やはんざいから人々を守る	南 智之

### (2) 実践報告

報告内容及び報告者

実践報告1 特別活動

「教育活動アンケートを基にした、より良い学年づくり」

報 告 者 奈良県統計・情報教育研究会 第1ブロック（奈良市）研究委員  
奈良市立登美ヶ丘北中学校 松井 敦寛

実践報告2 生活科

「やってみよう PPDACサイクル」

報 告 者 奈良県統計・情報教育研究会 第2ブロック（大和郡山市・天理市・  
山辺郡）研究委員

天理市立二階堂小学校 久保田 悟

### (3) 指導助言

県教育委員会事務局学校教育課 指導主事 北村 貴之

## 9 参加申込み

平成30年4月5日付け週報第2291号掲載の参加基本様式により、職名、氏名を記入の上、平成30年10月26日（金）までに下記宛てFAXで申し込むこと。

橿原市立畝傍南小学校 教諭 植田 賢二

FAX 0744-27-5394

各高等学校長 }  
各特別支援学校長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

## 平成30年度奈良県高等学校等養護教育研究会研修会の 開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係職員の参加についてよろしくお願ひします。

### 記

#### 1 趣 旨

養護教諭の資質向上と学校保健の充実をめざし、あわせて日頃取り組んでいる研究の一層の推進を図る。

#### 2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県学校保健会、奈良県高等学校等養護教育研究会

#### 3 期日及び会場

平成30年10月23日（火）

県立教育研究所 磯城郡田原本町秦庄22-1

#### 4 参加対象者

県内高等学校及び特別支援学校の養護教諭等

#### 5 日 程

9:20～ 9:30 開会行事

9:30～11:20 講義1

11:30～12:00 講義2

13:00～13:30 情報交換

13:30～16:30 講義3

16:30～16:40 閉会行事

16:40～16:50 事務連絡

## 6 内 容

講義1 「高校生に向けて勧める食育」

畿央大学健康科学部健康栄養学科 講師 玉井 典子

講義2 「学校保健の現状と課題」

県教育委員会事務局保健体育課 指導主事 西岡 知子

講義3 「養護教諭の自己肯定感と可能性を高める脳科学アプローチ」

ハートマッスル 代表取締役 桑原 朱美

## 7 参加申込み

平成30年4月5日付け週報第2291号掲載の参加基本様式により、職名、氏名、所属ブロック((A)項目欄)、参加の有無((B)項目欄)、昼食の要否((C)項目欄)を記入の上、平成30年10月3日(水)までに下記宛てにFAX(送付状は不要)で申し込むこと。

〒631-0034 奈良市学園南3-1-3

帝塚山高等学校 養護教諭 松永 暢子

FAX 0742-41-4892



各市町村教委教育長  
各学校（園）長  
学校以外の各県立教育機関の長

】 殿

奈良県教育委員会教育長

## 平成30年秋の交通安全県民運動の推進について（通知）

平成30年秋の交通安全県民運動は、「平成30年秋の交通安全県民運動奈良県実施要綱」により、スローガン「交通事故のない やすらぎの 大和路づくり ～大和の交通マナーを高めよう～」のもと、9月21日（金）から9月30日（日）までの10日間実施されることとなりました。

今回の運動は、「子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止」、「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止」、「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」、「飲酒運転の根絶」及び「横断歩行者の保護と正しい横断」（奈良県重点）を運動の重点としています。

また、運動期間中の9月30日（日）は、「交通事故死ゼロを目指す日」（全国一斉）とされたことから、その趣旨を踏まえ、交通安全に対する更なる意識の向上に努めるようお願いします。

については、これらを踏まえ、改正道路交通法の改正点等のさらなる周知を図るとともに、下記の事項に留意の上、これらの運動を強力に推進し、警察等と連携した各学校等における交通安全教育の一層の充実を図るようお願いします。

### 記

#### 1 児童生徒等に対する交通安全教育の推進

##### （1）交通安全教育の推進

ア 学校においては、体育科・保健体育科の時間はもとより、関連教科、道徳、総合的な学習の時間、学級活動・ホームルーム活動、学校行事等における指導を充実するとともに、児童会・生徒会活動等における自主的な交通安全活動を助長するように配慮し、児童生徒の交通安全に対する関心や意識を高めること。特に、交通混雑や視認性の低下な

ど、夕暮れ時と夜間の危険性を踏まえ、反射材用品・明るい目立つ色の服装等の着用効果などを認識させる交通安全教育を図ること。

その際、高齢者や幼児など、交通事故の被害者になることが多い年齢層の交通行動の特性について理解させたり、高齢者と児童生徒が共に交通安全教育を受ける場を設けるなど、高齢者との世代間交流にも配慮すること。

また、障害のある幼児児童生徒については、その障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、教育上必要な支援の内容、地域における体制整備の状況等に配慮しつつ、交通安全般に関する指導を行うようにすること。

イ 学校における交通安全指導については、「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」、「学校安全資料DVD『子どもを事件・事故災害から守るためにできることは』」、「学校安全資料DVD『生徒を事件・事故災害から守るためにできることは』」、「生徒の安全な通学のための教育教材DVD『安全な通学を考える～加害者にもならない～』」、「児童の安全な通学のための教育教材DVD『安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～』」、リーフレット「くいで まなぼう！たいせつないのちとあんぜん」、「平成25年度効果的な交通安全教育に関する調査研究調査報告書」（いずれも文部科学省作成）などを活用し、より一層の充実を図ること（参考：学校安全ポータルサイト<http://anzenkyouiku.mext.go.jp/>、文部科学省ホームページ（学校安全）[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1289303.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289303.htm)）。特に幼稚園、幼保連携型認定こども園及び小学校においては、道路の歩行と横断の仕方、路上遊戯の危険と安全な遊び方などについて繰り返し指導を行い、安全な行動が身に付くように努めること。

ウ 学校においては、帰宅後においても学校で指導したことが正しく守られ、実践されるよう家庭との連携に努めること。

エ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校等においては、PTA、地域子ども会、関係機関・団体等の協力を得て、児童生徒等と保護者が一緒に学ぶ交通安全教室等を開催し、踏切や道路における安全な通行方法などについて具体的に理解させること。

## （2）安全な道路交通環境づくりの促進

ア 教育委員会においては、通学路の交通安全の確保のため、「通学路の交通安全の確保の徹底について（通知）」（平成30年2月16日付け29初健食第40号初等中等教育局健康教育・食育課長通知）に基づき、各市町村で策定された通学路交通安全プログラムに基づく取組等を引き続き推進すること。

また、通学路の点検に当たっては、自転車の視点も踏まえるなど、交通手段の特性や地域の実情を考慮して行い、通学路の交通安全確保に努めること。

イ 教育委員会においては、路上遊戯等による交通事故の防止対策の一環として、校庭、学校体育施設、社会体育施設等の開放を行うなど、地域全体で児童生徒等の活動の場の確保

に努めること。

なお、その際、不審者などの侵入防止に必要な措置を講ずるなど、児童生徒等の安全管理に配慮をすること。

ウ スクール・ゾーンは、交通事故防止に効果を上げている一方、スクールゾーン内での交通事故も発生していることから、教育委員会、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び小学校においては、今後とも地域の警察等と協力して、スクール・ゾーン内における歩行者用道路の拡大と自動車の交通規制の強化を促進し、当該地域内における児童生徒等の交通事故防止を積極的に推進すること。

エ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校等においては、通学・通園路等の交通安全総点検・安全マップの作成等を実施し、児童生徒等の目線による通学路等における交通上の危険箇所の把握と解消に努めること。

なお、その際、登下校時の児童生徒の犯罪被害防止にも配慮すること。

### (3) 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車等の安全な利用

ア 自転車の安全な利用については、「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日交通対策本部決定）を活用し、小学校、中学校及び高等学校において、自転車安全教室の開催等により、夕暮れ時と夜間における反射材用品等の着用の促進、前照灯の点灯の徹底、点検整備について指導するほか、自転車の安全な利用や正しい駐輪の仕方などの周知を図り、登下校時の安全かつ正しい走行及び交通ルールの遵守に関し、児童生徒が自主的に安全な行動ができるように指導すること。特に、車道の左側通行等自転車の通行方法の指導、歩道通行時における歩行者の優先、二人乗り及び並進の禁止、傘差し、スマートフォン使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底を図ること。

イ 自転車の利用者が加害者となる交通死亡事故や高額賠償事案の発生等を踏まえ、機会を捉えて、児童生徒の保護者等に対する各種保険制度の周知に努めること。

ウ 原動機付自転車及び自動二輪車等の利用については、高等学校において、保健体育科及びホームルーム活動を中心とした交通安全教育を一層充実させるとともに、原動機付自転車・自動二輪車による事故の防止及び無謀運転の追放のため課外指導等の充実を図り、家庭、関係機関・団体等との連携の下に、適切な指導に努めること。また、多くの高校生が近い将来、自動車運転免許を取得する現状に鑑み、運転免許を取得する以前から、交通事故（飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転などの悪質性・危険性が高い運転を含む。）の責任等を理解させ、運転者として備えておくべき安全意識を醸成する教育を行い、これを基礎として、免許取得時の教育とあいまって、運転者に必要な資質のかん養を図ること。

なお、その際、「学校安全資料DVD『生徒を事件・事故災害から守るためにできることは』」（文部科学省）等の活用を図ること。

(4) シートベルトの正しい使用及びヘルメットの着用の徹底等

ア 児童生徒に対し、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用義務の周知及び着用の徹底を図ること。

イ 自転車乗車時における幼児児童の乗車用ヘルメットの着用の徹底と、中学生・高校生の自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用を促進すること。

ウ 保護者に対し、幼児二人同乗用自転車の安全利用並びに幼児児童の自転車乗車時における乗車用ヘルメット着用に関する正しい理解を促進すること。

2 大学生等に対する交通安全教育の推進

大学、高等専門学校等においては、交通ルールの遵守と交通マナーの習得・向上を図るため、学生の自転車や二輪車・自動車の事故・利用等の実態に応じ、警察等の関係機関・団体等と連携し、交通安全指導のより一層の充実を図ること。

3 高齢者等に対する交通安全教育の推進

地域においては、生涯にわたる交通安全教育の推進を図る観点から、高齢者及び青少年・成人を対象とした学級・講座等における学習活動、青少年団体、女性団体、PTA等の社会教育関係団体による実践活動並びに社会教育施設における事業などを通して、地域住民の交通安全に関する学習を奨励すること。

特に、交通事故死亡者数全体に占める高齢者の割合が極めて高いこと及び高齢運転者による重大交通事故の発生などの情勢を踏まえ、高齢者に対し、参加・体験・実践型の交通安全に関する学習の促進を図るように努めること。

【最近の奈良県内の交通情勢】

本年6月末現在における県内の交通事故発生状況は、

人身事故発生件数 1, 993件 (前年同期比 -147件)

死者数 15人 (前年同期比 -11人)

負傷者数 2, 459人 (前年同期比 -247人)

で、前年より人身事故発生件数、死者数、負傷者とも減少しています。

本年上半期における交通事故の特徴は、

○ 子どもが関係する交通事故発生件数が増加

発生件数 83件 (前年同期比 +2件)

死者数 0人 (前年同期比 -1人)

負傷者数 151人 (前年同期比 -19人)

○ 自転車が関係する交通事故負傷者数が増加

発生件数 342件 (前年同期比 ±0件)

死者数 0人 (前年同期比 -3人)

負傷者数 340人 (前年同期比 +5人)

- 横断中の歩行者の交通事故発生件数及び負傷者数が増加

発生件数 130件 (前年同期比 +10件)

死者数 5人 (前年同期比 -4人)

負傷者数 126人 (前年同期比 +14人)

- 事故発生件数が特に多い時間帯は

16:00~18:00 336件 (前年同期比 -3件) となっている。

#### 4 実施結果報告書の提出先

本運動における実施結果報告書については、別紙様式(提出用)により、FAX又は郵便にて下記の各担当宛てにそれぞれ提出すること。

(1) 市町村立学校(園)は、各市町村教育委員会宛て(10月9日(火)まで)

(2) 各市町村教育委員会は、貴管内の学校(園)の結果を集計して、県教育委員会事務局保健体育課長宛て(10月16日(火)まで)

(3) 県立学校は、県教育委員会事務局保健体育課長宛て(10月16日(火)まで)

(4) 私立学校(園)は、県地域振興部教育振興課長宛て(10月16日(火)まで)

(5) 国立学校(園)は、県交通対策協議会事務局宛て(10月19日(金)まで)

- 県教育委員会事務局保健体育課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-9862

FAX 0742-22-3995

- 県地域振興部教育振興課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-8919

FAX 0742-22-7215

- 県交通対策協議会事務局(県安全・安心まちづくり推進課内)

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-8730

FAX 0742-27-5280

別紙様式（提出用）

平成30年秋の交通安全県民運動実施結果報告書

学校（園）名または市町村名 \_\_\_\_\_

校 種 \_\_\_\_\_

実施主体	実 施 し た 事 項	○印欄
学校(園) ・ 学年 ・ 学級  活動	講話、講演	
	学級活動・HR活動での交通安全指導	
	啓発ポスター掲示、放送による啓発	
	登下校、登降園における交通安全指導	
	通学（園）路、校区内の安全点検	
	自転車等の安全点検	
児童 ・ 生徒会 (委員会) 活動	奉仕活動（通学路の清掃、除草等）	
	啓発活動（プリント配布、マスコット配布等）	
	校門における当番活動（呼びかけ等）	
	幼児・児童・生徒安全集会（委員会活動、分団会等）	
	通学（園）路、校区内の安全点検	
	啓発ポスター掲示、放送による啓発	
P T A (育友会) 活動	登下校、登降園における交通安全指導	
	通学（園）路、校区内の安全点検	
	奉仕活動（通学路の清掃、除草等）	
その他の 特記事項		

《記入について》

- ・ 学校（園）では、実施した事項の欄に○印を付け、該当の事項がない場合は余白部分に記入すること。
- ・ 市町村教委は、校種別に各事項について集計し、実施校（園）数を○印欄に記入すること。

《実施結果報告書の提出先》

- ・ 国立関係は県交通対策協議会事務局へ、私立関係は県地域振興部教育振興課へ提出
- ・ 県立関係は県教育委員会事務局保健体育課へ提出
- ・ 市町村立関係は各市町村教育委員会へ提出、市町村教育委員会は一括集計して県教育委員会事務局保健体育課へ提出

各市町村教委教育長  
各 園 長  
各 小 学 校 長  
各 特 別 支 援 学 校 長

}

殿

奈良県教育委員会教育長

## 平成30年度幼稚園教育研究部会研究大会 の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係教職員の参加についてよろしくお願  
いします。

### 記

#### 1 趣 旨

幼稚園等におけるカリキュラム・マネジメントの適切な実施についての研究発表及び研究  
協議を行い、本県幼稚園教育の振興及び充実に役立てる。

#### 2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県幼児教育研究会、香芝市教育委員会、香芝市幼児教育研究会

#### 3 期日及び会場

平成30年10月30日（火）

香芝市立関屋幼稚園

香芝市立関屋小学校

#### 4 参加対象者

国公立の幼稚園、小学校、特別支援学校（幼稚部・小学部）、幼保連携型認定こども園及  
び保育所の教職員並びに各市町村幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園主管課担当者

#### 5 日程及び内容

9：00～11：30 公開保育（香芝市立関屋幼稚園）

13：00～13：30 開会行事（香芝市立関屋小学校）

13:30～14:00	公開園の研究について
14:00～14:30	実践検討部会における研究報告
14:40～16:20	講演
16:20～16:30	閉会行事

## 6 講演

演題 「改訂幼稚園教育要領を踏まえた今後の幼児教育の在り方について  
—カリキュラム・マネジメントによる実践の向上を中心に—」

講師 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 視学官 湯川 秀樹

## 7 研究報告

内容 「カリキュラム・マネジメントの適切な実施について」

報告者 天理市立山の辺幼稚園 主任教諭 西 栄美

奈良市立神功こども園 副園長 馬路 有理

## 8 参加申込み

公開保育については各園1名を原則とする（定員100名）。平成30年4月5日付け週報第2291号掲載の参加基本様式により、職名、氏名のほかに、(A)欄に「全日」又は「午後のみ」を記入の上、平成30年10月19日（金）までに下記担当宛て郵送又はFAXで申し込むこと。

〒636-0343 磯城郡田原本町秦庄22-1

県立教育研究所教育経営部教育企画係

TEL 0744-33-8902

FAX 0744-33-8909

## 9 その他

(1) 会場及び会場付近には駐車できず、有料駐車場もないため、必ず公共交通機関を利用すること。

(2) 昼食、上履き及び靴袋は各自で持参すること。



各市町村教委教育長  
各園長  
各特別支援学校長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

## 平成30年度第2回就学前教育職員研修会 の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係職員の参加についてよろしくお願ひします。

### 記

#### 1 目的

就学前教育に関係する職員の合同研修会を開催し、県内の保育所、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の連携推進や子ども一人一人の人権を尊重する保育の充実を図る。

#### 2 主催

奈良県、奈良県教育委員会

#### 3 期日及び会場

平成30年11月9日（金）

天理市立嘉幡保育所 天理市嘉幡町425

天理市立嘉幡コミュニティセンター 天理市嘉幡町539

#### 4 参加対象者

国公立の幼稚園、特別支援学校（幼稚部）、幼保連携型認定こども園及び保育所の教職員並びに各市町村幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園主管課担当者

#### 5 日程及び内容

9：30～11：30 公開保育（天理市立嘉幡保育所）

13：00～13：20 開会行事（天理市立嘉幡コミュニティセンター）

13：20～13：50 公開園の概要説明

13:50～16:00 実践発表、研究協議

16:00～16:15 閉会行事

## 6 内容

(1) 「幼児期と小学校教育の学びをつなぐ幼・小接続について」

天理市立朝和幼稚園 園長 稲垣 智子

教諭 酒本 智香

(2) 「幼児の体力向上を目指して」

天理市立井戸堂幼稚園 園長 金井 富美子

## 7 参加申込み

平成30年4月5日付け週報第2291号掲載の参加基本様式により、職名、氏名を記入の上、平成30年10月31日（水）までに下記宛て郵送又はFAXで申し込むこと。

〒636-0343 磯城郡田原本町秦庄22-1

県立教育研究所教育経営部教育企画係

TEL 0744-33-8902

FAX 0744-33-8909

## 8 その他

(1) 駐車場には限りがあるため、公共交通機関を利用すること。

(2) 昼食、上履き及び靴袋は各自で持参すること。